

次世代育成支援対策推進法が改正されました！！

- ・法律の有効期限が延長され、平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

このため、引きつづき、次世代法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定し、秋田労働局に届出を行っていただく必要があります。(従業員数 101 人以上の企業においては義務、100 人以下の企業においては努力義務)

- ・特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定制度が創設されました。

詳細は以下の URL を参照ください。

(リーフレット)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/dl/kurumin_leaflet.pdf

(パンフレット)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/pamphlet/26.html